

新設法人の消費税対策

設立事業年度は7ヶ月以下！

注 特定期間の課税売上高 1,000 万円以下、又は給与支払額 1,000 万円以下の法人は事業年度は 1 年間に設定したほうがよい。

【内容】

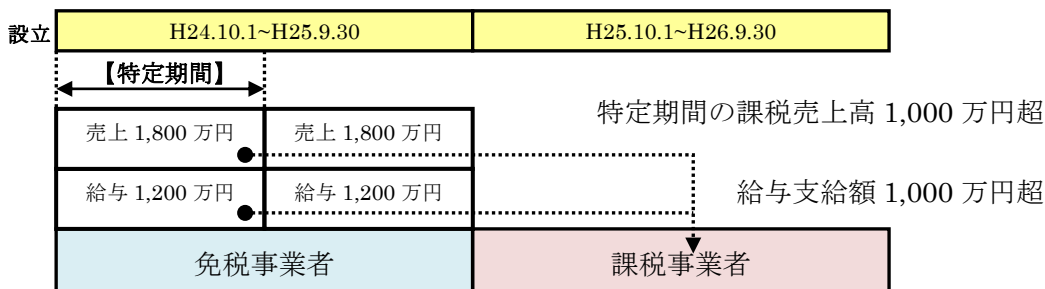
新設法人の消費税の納税義務の判定方法が事業者免税点制度の適用要件の見直しにより、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度より、従来の免税点制度である基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかによってのみ、当課税期間が課税事業者となるかを判定していたものから、従来の要件に加えて、当課税期間の前事業年度開始の日から 6 ヶ月【特定期間】の課税売上高が 1,000 万円を超え、かつ特定期間の給与等支払総額も 1,000 万円超になると課税事業者に該当するようになっていきます。

しかし、前事業年度が 7 カ月以下であるものは短期事業年度に該当し、特定期間に該当しないこととなるため、従来の事業者免税点制度により判定することになります。

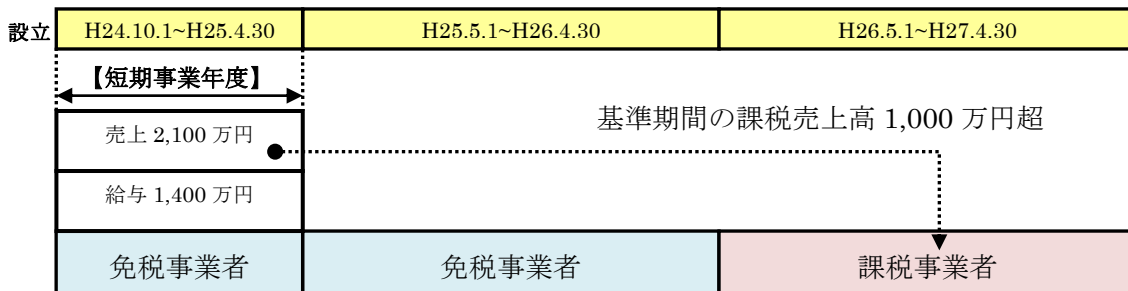
【設例】

新設法人で毎月の売上 300 万円、給与支給額 200 万円の場合

・設立事業年度が 1 年の場合



・設立事業年度が 7 ヶ月の場合



上記の通り、事業年度の設定により、消費税の免税事業者の期間が 7 カ月変わってきます。